



議案第十八号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の

一部改正について

次のとおり三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和六拾年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第 号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第一号）の
一部を次のように改正する。

第二条の表中

町営美の田テニス場	三朝町大字本泉六百八十五番地
町営三朝陸上競技場	三朝町大字本泉七百六十九番地の一

町営美の田テニス場	三朝町大字本泉六百八十五番地
町営三朝テニス場	三朝町大字本泉七百三十六番地
町営三朝陸上競技場	三朝町大字本泉七百六十九番地の一

を

に改める。

別表一中

町営三朝陸上競技場				町営美の田テニス場		
夜 間	昼 間			夜 間	昼 間	
	半 日	一 日		一 時間以内	一 時間以内	
八〇〇〇円	半面 二五〇〇円	全面 五〇〇〇円	半面 五〇〇〇円	全面 一〇〇〇〇円	一面 八〇〇円	一面 五〇〇円

を

		町営三朝陸上競技場				町営三朝テニス場	町営美の田テニス場	
夜 間	昼 間				昼 間	夜 間	昼 間	
	半 日		一 日		一 時 間 以 内	一 時 間 以 内	一 時 間 以 内	
	半 面	全 面	半 面	全 面	一 面	一 面	一 面	
	八〇〇〇円	二、五〇〇円	五、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	五〇〇円	八〇〇円	五〇〇円	

に改め、

同表備考3中「町営美の田テニス場」の下に「及び町営三朝テニス場」を加える。

附 則

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。